様式第3号（第4条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都留市長　　　　　　　　印

井戸設置（変更）許可（不許可）通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった井戸設置（変更）許可申請については、審査の結果、許可（不許可）としますので、都留市地下水保全条例第12条第2項の規定により通知します。

（許可の条件又は不許可の理由）

教示(不許可の場合)

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。